横浜市告示第 348 号

不燃化推進地域の指定の変更

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成26年12月横浜市条例第75号）第５条第１項の規定を準用し不燃化推進地域を別図のとおり変更する。

令和７年８月25日

横浜市長　山　中　竹　春

別図（神奈川Ａ地区）

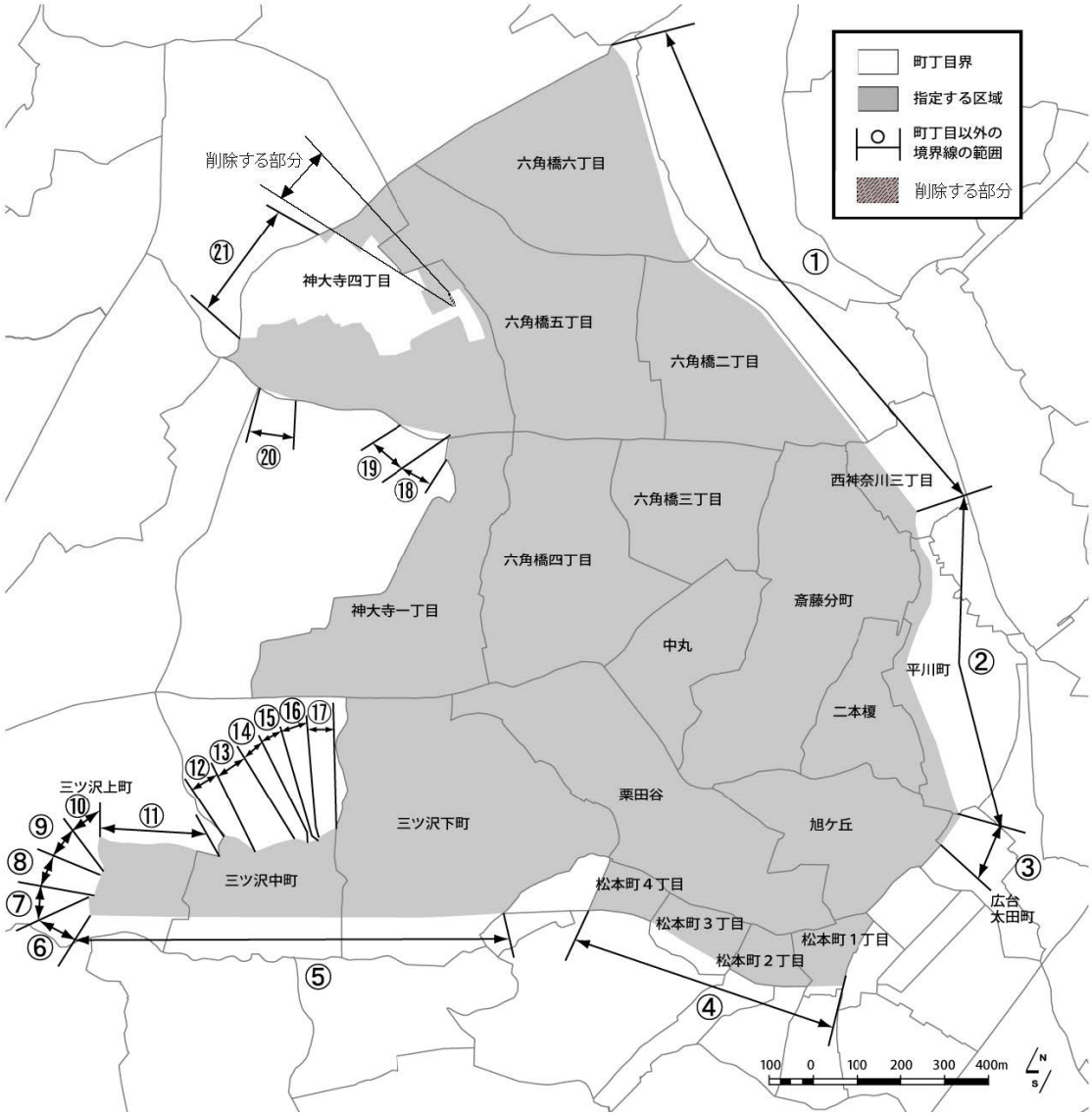
町丁目界
指定する区域
町丁目以外の境界線の範囲
削除する部分
削除する部分
六角橋六丁目
六角橋五丁目
六角橋二丁目
六角橋三丁目
六角橋四丁目
神大寺四丁目
神大寺一丁目
西神奈川三丁目
斎藤分町
中丸
平川町
二本榎
栗田谷
旭ケ丘
三ツ沢下町
三ツ沢中町
三ツ沢上町
松本町４丁目
松本町３丁目
松本町２丁目
松本町１丁目
広台太田町
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
100 0 100 200 300 400m
N
S

図示された境界線の範囲の番号	境界線の種類	路線名等
①	道路（道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路をいう。以下同じ。）の中心線（見通し線を含む。以下同じ。）	県道　横浜上麻生
②	道路の中心線	市道　六角橋第68号線
③	道路の中心線	市道　六角橋第305号線
④	道路の中心線	一般国道１号
⑤	道路の中心線	一般国道１号
⑥	道路の中心線	市道　豊顕寺線
⑦	道路の中心線	市道　峰沢第152号線
⑧	土地の境界線及びその見通し線	三ツ沢上町89番と90番の１との境界
⑨	道路の中心線	市道　峰沢第168号線
⑩	道路の中心線	市道　峰沢第165号線
⑪	道路の中心線	市道　峰沢第118号線
⑫	道路の中心線	市道　峰沢第173号線
⑬	土地の境界線及びその見通し線	三ツ沢中町66番の１と同所48番の26との境界、三ツ沢中町66番の１と同所48番の28との境界、三ツ沢中町66番の１と同所48番の11との境界、三ツ沢中町66番の１と同所48番の22との境界、三ツ沢中町66番の１と同所48番の23との境界及び三ツ沢中町66番の１と同所48番の24との境界
⑭	道路の中心線	市道　峰沢第125号線
⑮	道路の中心線	市道　峰沢第181号線
⑯	道路の中心線	市道　峰沢第131号線
		三ツ沢中町76番の20と同所76番の55との境界、

⑰	土地の境界線及びその見通し線	三ツ沢中町76番の21と同所76番の55との境界、三ツ沢中町76番の21と同所76番の６との境界、三ツ沢中町76番の22と同所76番の６との境界及び三ツ沢中町76番の２と同所76番の６との境界
⑱	道路の中心線	市道　篠原第479号線
⑲	都市計画道路（都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第１項に規定する都市計画に定められた同法第11条第１項第１号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。）の中心線	横浜国際港都建設計画道路　３・５・８号六角橋線
⑳	都市計画道路の中心線	横浜国際港都建設計画道路　３・５・８号六角橋線
㉑	準防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第１項に規定する都市計画に定められた同法第８条第１項第５号に規定する準防火地域をいう。以下同じ。）の境界線	

備考

１　指定する区域は、この図において着色した範囲の外縁の町丁目界及び表に掲げる境界線で囲まれた区域とする。

２　指定した区域は、平成27年１月15日における行政区画、道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。